日本職業教育学会
第 74 回 関東地区部会

報告集

2023 年 11 月 18 日(土)

於: オンライン

研究会プログラム

柳田雅明	できるようにするだけで良いのか。知ってからできるが大事なはずである。それを前提にして，一体何をどうしようとしているのか。	1
（新井吾朗）	上記話題の関連資料	33
田中萬年	「戦後職業訓練関係資料集」の編集	37
倉田研一	理美容師教育研究のこれまでの成果報告	44

第74回 日本職業教育学会 関東地区部会(エルゴナジー研究会)
2023年11月18日(土)

できるようにするだけで良いのか。知ってからできるが大事なはずである。それを前提にして,一体何をどうしようとしているのか。

柳田雅明
青山学院

かけがえのない主体として自身で「知り」「わかって」から「できる」ようにするため，特に養成課程において，何が共通して取り組まれ，その際何の性質を有する教材・施設・設備をどのように利活用しているのか。そして，その目的をかなえうるのに国・領域を超え共通する条件とは何か。

- みなさまは，この問いを，どう捉えどうお考えになりますか。

- たしかに，幼い子どもが「できた」時，その喜びは子ども本人ばかりか保護者そして教育者にとっても大きい。しかし年齢を重ねていけば，「できていればわかっていなくとも良い」では，かけがえのない主体として自身で知りわかり考えることに欠ける。それでは，与えられた状況に対応することをできるようにするだけになる。

- このような状況を克服することに資する知見を学術に裏打ちして得たいというのが，本話題提供において根本とする問題意識である。

- では，どこから切りこんでいくのか。本話題提供では，「できる」を支える「わかる」の大前提となる「知る」を切り口とする。

- 「どのような学び手にも系統知学習機会を権利保障すること」に関する議論が，職業専門知保障に関するリーザ・ウィーラハン(Leesa Wheelahan)の2007年学術論考を端緒に盛んになっている。そこでは，「知る」を忽せにしない「わかる」を欠かせない土台にして「できる」ようにする実践が強調される。

British Journal of Sociology of Education
Vol. 28, No. 5, September 2007, pp. 637–651

How competency-based training locks the working class out of powerful knowledge: a modified Bernsteinian analysis

Leesa Wheelahan*
Griffith University, Australia

This paper argues that competency-based training in vocational education and training in Australia is one mechanism through which the working class is denied access to powerful knowledge represented by the academic disciplines. The paper presents a modified Bernsteinian analysis to argue that vocational education and training students need access to disciplinary knowledge using Bernstein's argument that abstract, conceptual knowledge is the means societies use to think 'the unthinkable' and 'the not-yet-thought'. I supplement Bernstein's social argument for democratic access to the disciplines with an epistemic argument that draws on the philosophy of critical realism.

https://dx.doi.org/10.1080/02660830.2007.11661548

- その論は，カリキュラム研究で知られる社会学者マイケル・F・D・ヤング(Michael F. D. Young)が，対象とする教育領域を拡張してさらに発展させ，職業教育・能力開発のみならず，初中等教科教育さらには平和教育(Pettigrew, 2018)へと広がる。

- ところが，その発想・理念とそれに基づく実践をどう学術的に検討するのかは，実証による研究がまだ見出しがたく，まさにこれからである(Deng, 2020; Hordern, 2022)。

- 本話題提供で扱う研究対象は，実践に取り組む当事者である。
- そこで当事者自身が，自身の取り組みを自身で研究するのが，基本となるあり方である。
- このような「当事者研究」として知られるのが，医学者・熊谷晋一郎そして「べてるの家」での取り組みである。

7

当事者研究分野　熊谷研究室

学際的なアプローチによる当事者研究のファシリテーションと検証

当事者研究分野では当事者研究に関するさまざまな研究を行っています。当事者研究分野には大きく3つの目標があります。

（1）当事者研究の実践

1つめは当事者研究そのものの実践を行うという目標です。当事者研究には、これまで自分でもわからなかった自分の苦しみや困りごとのパターンについて、客観的に観察するような視点を持てるようになることで、ラクになる面があります。また、一人で抱え込んでいた苦しみや困りごとを他者とわかちあうことによって、ラクになる面があります。当事者研究分野では、発達障害、子ども、依存症やアスリートなど、様々な当事者研究を行っています。

（2）当事者研究から生まれた仮説の検証

2つめは当事者研究の学術的検証という目標です。当事者研究のなかで生まれた一人ひとりの持っている仮説が、思い込みではなく本当に起きていることなのか、多くの人に当てはまるのかどうかなど、認知科学やロボット工学など、さまざまな分野の学術研究者とともに、内側からの体験を科学的に分析したり検証したりしていきます。

https://www.rcast.u-tokyo.ac.jp/ja/research/kumagaya_lab.html

（3）当事者研究の研究

3つめは当事者研究を研究するという目標です。当事者研究がどんな人に対して、どんな風に効果があるのかないのか、当事者研究の実践方法にはどのようなスタイルがあるのか、当事者研究はどのように始まり、どのように広まっているのか、当事者研究の問題点はどのような点か、など、当事者研究について研究していきます。

べてるの家とは

べてるの家は、１９８４年に設立された北海道浦河町にある精神障害等をかかえた当事者の地域活動拠点です。べてるの家は、有限会社福祉 ショップべてる、社会福祉法人浦河べてるの家、NPO法人セルフサポートセンター浦河などの活動があり、総体として「べてる」と呼ばれています。

べてるとは、そこで暮らす当事者達にとっては、生活共同体、働く場としての共同体、ケアの共同体という３つの性格を有しており、１００名以上のメンバーが地域で暮らしています。多くのメンバーがグループホームや共同住居で暮らしていますが、一人暮らしや家族と住んでいる人もいます。

https://urakawa.bethel-net.jp/aboutus

▸ 地域のために昆布を全国に売ろう！

▸ ９３年「有限会社 福祉ショップべてる」設立

▸ ９５年　第１回「幻覚&妄想大会」開催

▲ ０１年「当事者研究」がはじまる

「自分自身で、ともに」、自分の苦労の起こり方や自分の助け方などを「研究」していく「当事者研究」の活動が０１年頃にはじまりました。

最初は数名の「研究」からはじまった「当事者研究」ですが、現在では国内外にネットワークが広がりつつあります。

○ 当事者研究ネットワーク

https://urakawa.bethel-net.jp/aboutus

▸ ０２年「社会福祉法人 浦河べてるの家」発足

青山学院大学図書館(旧女子短期大学)蔵書を
話題提供者柳田がスキャン

- 英語圏での教員教育・養成・研修において，セルフスタディ(self-study)との術語のもと，実践当事者がまず自らの取り組みについて学術研究の対象と見なして探求する取り組みが，いわば一つの学問領域となっている。

John Loughran

Emeritus Prof
Emeritus Professor, **Faculty of Education**

Email
John.Loughran@monash.edu

View Scopus Profile

Overview | Network | Projects (19) | Outputs (322) | Activitie

Personal profile

Biography

Better understanding teaching and teacher education

As a Sir John Monash Distinguished Professor, John is well regarded internationally. He is interested in such things as "How teachers learn how to teach and how they then put that into practice and develop their knowledge, skills and ability over time." A lot of his research is on this important aspect of knowledge of teaching.

https://research.monash.edu/en/persons/john-loughran

- 日本の教師教育においても，セルフスタディが浸透してきていると言える（特に現職教員の大学院修学で）。実践や研究をする当事者たちが，悩みや葛藤，あるいは喜びなどを率直に語り合うセミナーシリーズなども行われている。

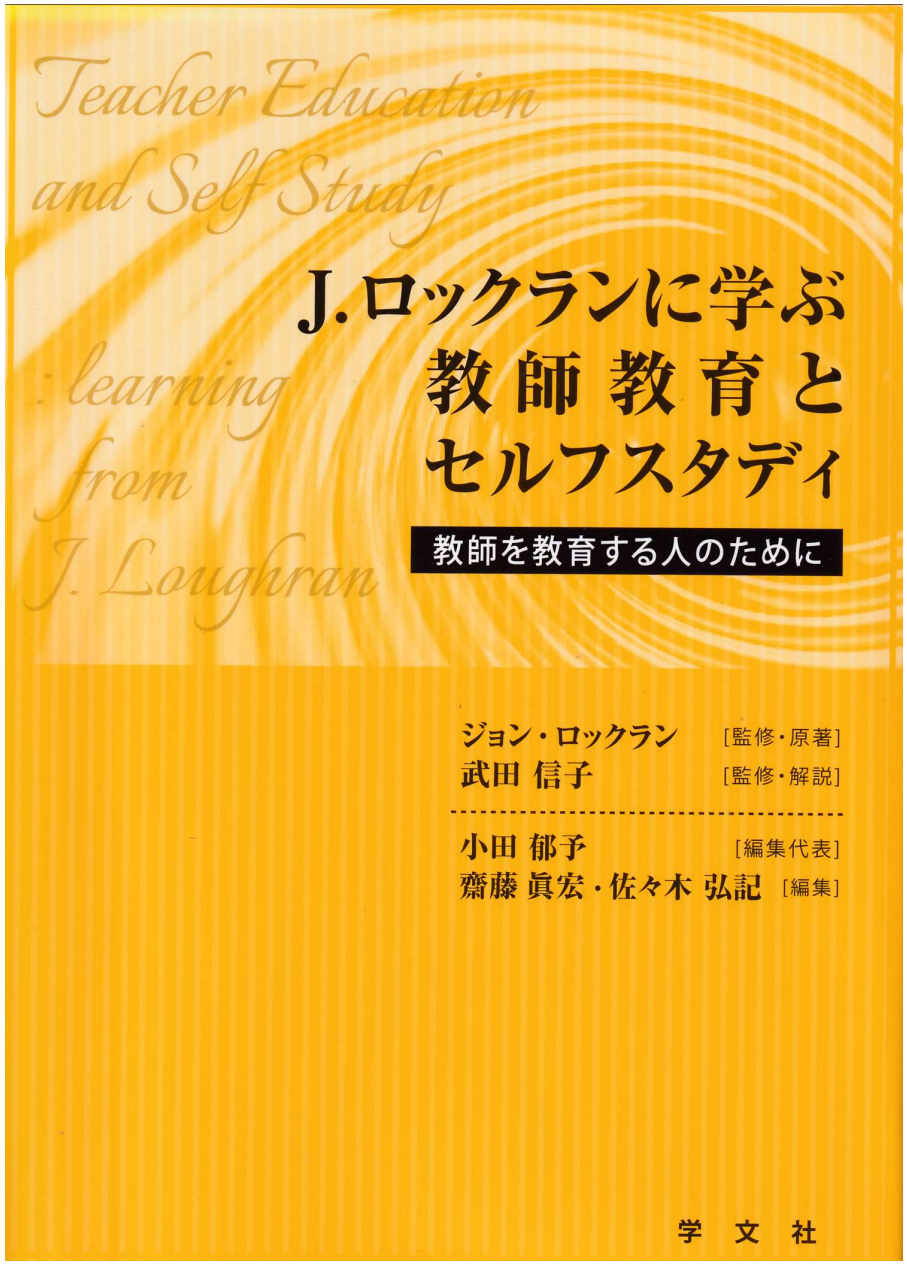

専修大学図書館蔵書を話題提供者柳田がスキャン

武田 信子 | Nobuko Takeda

子どもたちの養育環境をよりよくするために、大人としてできることを精一杯しています。『やりすぎ教育　商品化する子どもたち』（ポプラ新書）
https://tinyurl.com/yarisugikyoiku
一般社団法人ジェイス代表理事
https://jace-pom.org/

フォロー

セルフスタディとは

34

武田 信子 | Nobuko Takeda
2020年9月1日 14:37

教師教育学においては、国際的に、実践と研究の往還を実現する「セルフスタディ」という方法論が確立しています。20年以上の歴史があり、アメリカ教育学会AERAではセルフスタディの分科会 SIGが設けられていて、隔年でイギリスのお城を会場として、厳正な査読を通った研究者だけが参加できるSIGのS-STEP（教師教育者のセルフスタディ）を基盤としたキャッスルカンファレンスが開催されています。

セルフスタディでは、自分の実践を研究にするための方法論に基づいて研究を進めるのですが、研究、という以上、単なる実践記録ではないことが求められます。

https://note.com/nobukot/n/na5a01d822e42

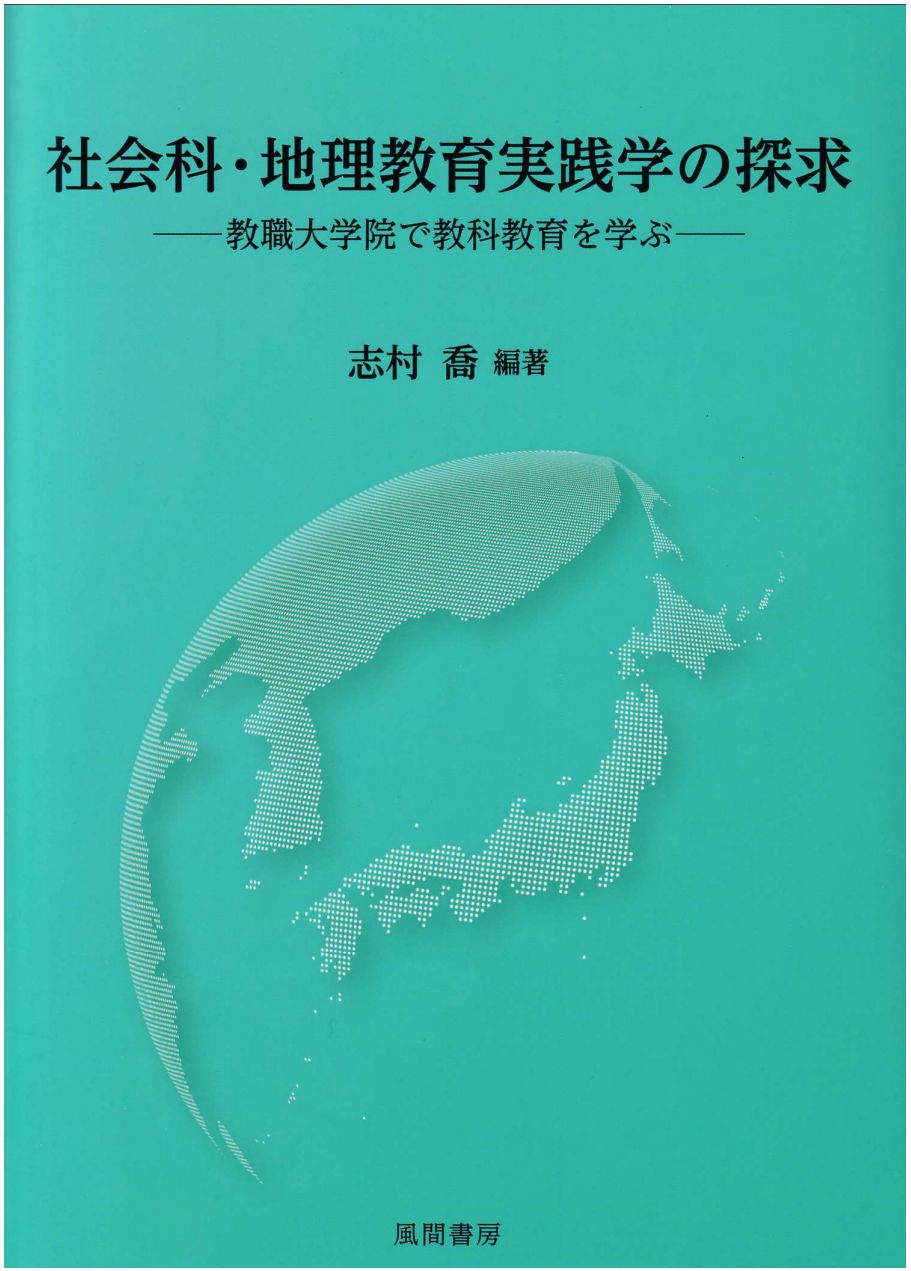

編著者が話題提供者柳田に恵送したものをスキャン

EVRI
広島大学教育ヴィジョン研究センター

検索

Home ホーム | News 最新情報履歴 | About us 紹介 | Mission 使命 | R and D 研究と社会貢献 | Activities 活動報告 | Member メンバー

Home > 最新情報 > 開催報告 > 【2023.8.25】定例オンラインセミナー講演会No.149「金曜に夜更かし－セルフスタディを語り合う－（５）日本の教育学領域におけるセルフスタディの見取り図 」開催しました。

【2023.8.25】定例オンラインセミナー講演会No.149「金曜に夜更かし－セルフスタディを語り合う－（５）日本の教育学領域におけるセルフスタディの見取り図 」開催しました。

公開日：2023年09月08日 カテゴリー：開催報告

I.開催報告

https://evri.hiroshima-u.ac.jp/26840

広島大学大学院人間社会科学研究科「教育ヴィジョン研究センター（EVRI）」は，2023年8月25日（金）に，第149回定例オンラインセミナー「**金曜に夜更かし－セルフスタディを語り合う－（5）日本の教育学領域におけるセルフスタディの見取り図**」を開催しました。大学院生や学校教員を中心に30名の皆様にご参加いただきました。

「金曜に夜更かし－セルフスタディを語り合う－」は，日本の教師教育において徐々に広まりつつある研究方法論であるセルフスタディに注目し，日本の教師教育者はどのような経験や研究背景からセルフスタディに興味・関心を持ち，どのようにそれを実践・研究しているのかを考えるセミナーシリーズです。セミナーを通して，セルフスタディに関心を寄せる研究者や教師教育者の交流の場になることを期待しています。
シリーズでは毎回，セルフスタディの実践や研究を行われている方をゲストにお招きし，実践・研究上の悩みや葛藤，あるいは喜びなどを率直に語り合います。シリーズ最終回である今回は，まとめとして，これまで行ってきたインタビューの成果を振り返り，日本の教育学領域におけるセルフスタディの受容のされ方を俯瞰します。ウェビナー形式で進行し，視聴者の皆様からのQ&Aにもお答えします。
なお，本セミナーシリーズは，EVRIのメンバーである**草原和博**教授やスタッフである**大坂遊**（周南公立大学・EVRI教育研究推進員）が参加する，**科学研究費助成事業（研究課題/領域番号：21K02472）「先生の先生はいかに自己成長をするか：教師教育者の専門性開発の体系化に向けて（齋藤眞宏代表）」**の活動の一環としても実施されます。

シリーズ第5回となる本セミナーでは，**一般社団法人ジェイスの代表理事**であり，**EVRI諮問委員**である武田信子氏をゲストにお招きして,ディスカッションが行われました。

https://evri.hiroshima-u.ac.jp/26840

- 今回話題提供した次の問いへの答えに至ろうとするのは，研究対象を養成者側とすることから始めるのが，学び手側から始めるよりやりやすいと想定している。

  かけがえのない主体として自身で「知り」「わかって」から「できる」ようにするため，特に養成課程において（提供者・受講者それぞれの立場あり），何が共通して取り組まれ，その際何の性質を有する教材・施設・設備をどのように利活用しているのか。そして，その目的をかなえうるのに国・領域を超え共通する条件とは何か。

- なぜなら，養成者側には，学術研究に関してすでに（ある程度は）修練を経ていると想定できるからである。そのことが，自身の養成取り組みを学術上位置づけるに際して有益な基盤となることを期待している。もちろん自身をいかに学術上対象化・客体化ができるのかが重要な課題となる（現職研修に関する取り組みでも同様に）。

- 研究方法は，この表各欄に該当する教員・指導員の養成取り組みにおいて，「知る」「わかる」「できる」という観点から教育内容をどう取捨選択・運用しているのかを，(1)教材や受講生レスポンスシート・ノート等実践資料検討，(2)養成者・受講生半構造化インタビューそして(3)実際に展開されている授業の観察という3手法を混合して用いる。
- 研究対象者は，学術研究者かつ養成当事者である。養成それぞれにはたしかにかなりの違いがあってはいても，まさに「当事者研究」に取り組み，「自分の苦しみや困りごとのパターンについて，客観的に観察」しつつ，「科学として」だけでは取り組めない現実に向き合い，「実践的教育学」（広田, 2009）としてのあり方のもとに問いへの答えを探求しようとしている。
- それぞれの専門性とかみ合わせつつ，相互現地訪問での授業観察も行う（日本語を使わない参画者には，英語を教授言語に用いる取り組みもしくは日本語文字起こしの英訳を確保）。

学術上の意義が本話題提供で扱う内容にある
と本話題提供者が考えているもの

- 検討対象が，一貫した比較研究の枠組みのもと，より的確に客体化できる（次ページ表に示す通り，対象領域の違いに加えて国別で）

→　学術研究としての妥当性向上（実践上有益性も含めて）

- 職業能力開発指導者養成への対象領域拡張，そしてそれがもたらす教員養成・研修さらには当事者研究一般へのフィードバック

→　学術研究有効範囲拡張への期待（実践上相乗効果も含めて）

- 職業能力開発指導員の養成・研修は，国民としての義務「勤労」を果たせるよう権利として保障することにとって欠かせない営みである。そのことは，教育権に関わる教員養成の場合よりも直接，基本的人権保障へと結びつく。

- 当事者研究を行うに際して，当事者以外の利害関係者から求められる切迫度が，公共職業能力開発指導員における養成・研修の方が，障害者や学校教員養成・研修の場合よりも，短期に見いだせうる公益が着目されるといった理由により大きくなると話題提供者・柳田は予想する。

→ その確認を本話題提供を機に希望する。

- 既存の取り組みをいわば後付けで整理・省察するだけなく，事前に計画して実施する展開を軸とする点において，本研究は画期的と言える。

	社会科（市民として「知り」「わかり」行動することと関連させて）	理科（かけがえなき人としてのあり方と深く結びつく宗教と性の教育とも関連させて）	公共職業能力開発（かけがえなき働く主体として「知る」「わかる」を軸に）
イギリス	○	○	○
カナダ			○
日本	○	○	○

- では，今回参加の方々は，次の問いにどう反応なさりますか。できましたら，ご自身のお取り組みやご体験にも関わるような形で，率直にうかがえましたらありがたいです。

かけがえのない主体として自身で「知り」「わかって」から「できる」ようにするため，特に養成課程において（提供者・受講者それぞれの立場あり），何が共通して取り組まれ，その際何の性質を有する教材・施設・設備をどのように利活用しているのか。そして，その目的をかなえうるのに国・領域を超え共通する条件とは何か。

参考文献

- Chapman, Arthur, (Ed.). (2021). *Knowing History in Schools Powerful knowledge and the powers of knowledge. Knowledge and The Curriculum.* London: UCL Press.
- Deng, Zongyi. (2020). *Knowledge, Content, Curriculum and Didaktik: Beyond Social Realism*. Abingdon: Routledge.
- González, Paulina Bravo, and Michael J. Reiss. (2021). Science teachers' views of creating and teaching Big Ideas of science education: experiences from Chile. *Research in Science & Technological Education*, 41(2), 523–543.
- 広田照幸. (2009). 『ヒューマニティーズ教育学』岩波書店.
- Hordern, Jim. (2022). "Powerful knowledge and knowledgeable practice," *Journal of Curriculum Studies*, 54(2), pp. 196-209.
- 石原孝二 編. (2013).『当事者研究の研究』医学書院.
- 熊谷晋一郎. (2020).『当事者研究：等身大の「わたし」の発見と回復 』岩波書店.

27

参考文献(続きその1)

- 中野和光. (2016).「グローバル化の中の学校カリキュラムへの一視点」『カリキュラム研究』25, pp. 117-123.
- 志村喬 編著. (2023). 『社会科・地理教育実践学の探求: 教職大学院で教科教育を学ぶ』風間書房 (274pp).
- 志村喬. (2022). 「パワフル・ナレッジ（powerful knowledge）論の教科教育界における受容・適用 -社会系教科教育を中心事例にした書誌学的アプローチ」『上越教育大学研究紀要』41(2), pp. 379-39.
- 志村喬. (2018). 「イギリス教育界における「知識への転回」と教員養成 -地理教育を中心に-」, 松田慎也監修『社会科教科内容構成学の探求』風間書房, pp. 212-234.
- Pettigrew, Alice. (2018). “Why teach or learn about the Holocaust? Teaching aims and student knowledge in English secondary schools.” Andy Pearce and Arthur Chapman, eds., *Holocaust Education 25 Years on Challenges, Issues, Opportunities*. London: Routledge. <e-book>
- 浦河べてるの家. (2005).『べてるの家の「当事者研究」』 医学書院.

参考文献(続きその2)

- ジョン・ロックラン 監修・原著，武田信子 監修・解説，小田郁予 編集代表，齋藤眞宏・佐々木弘記 編集. (2019).『Ｊ．ロックランに学ぶ教師教育とセルフスタディ』学文社.
- Mansfield, Jennifer, and John Loughran. (2018). “Framing learning through self-study: the search for pedagogical equilibrium.” *Pushing Boundaries and Crossing Borders: Self-Study as a Means for Researching Pedagogy*. Garbett, D. & Ovens, A. (eds.). 1st ed. UK: Self-Study of Teacher Education Practices (S-STEP), pp. 409-415. <Open Access>
- Wheelahan, Leesa. (2019). “Knowledge, competence, and vocational education,” *Wiley Handbook of Vocational Education and Training*. pp. 97-112.
- Wheelahan, Leesa. (2007). ‘How competency-based training locks the working class out of powerful knowledge: a modified Bernsteinian analysis.’ *British Journal of Sociology of Education*, 28(5), pp. 637-651.

29

参考文献(続きその3)

- 柳田雅明. (2021).「誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは，何になるのか -職業に関する内容に焦点を当てて-」『日本生涯教育学会年報』41, pp. 231-248.
- 柳田雅明. (2015）「「知識に基づくカリキュラム」を今日提起する意義とは -「カリキュラムの社会学者」マイケル・F・D・ヤングの近論から-」『青山学院大学 教職研究』1, pp.115-125.
- 柳田雅明. (2011). 「「知の循環」という観点から見る能力認証制度 -イギリスの「資格・単位枠組み」を事例に-」『日本生涯教育学会年報』32, pp. 217-225.
- Young, Michael [F. D.] and Lambert, David with. Carolyn Roberts and Martin Roberts. (2014). *Knowledge and the Future School: curriculum and social justice.* London: Bloomsbury Academic Press.
- Young, Michael F. D. (2008). *Bringing Knowledge Back In: From Social Constructivism to Social Realism in the Sociology of Education*. London: Routledge.

※ 下線を施した執筆者は，共同研究参画を了解済みである。

付記

- 本話題提供は，青山学院大学総合研究所・基盤研究強化支援推進プログラムにおける研究活動の一環として行うものである（少なくとも発表当日時点では）。

- ご清聴ありがとうございました。

- 今後の発展とそれによって可能となりうる課題解決に向け，忌憚なきご意見ご提案をよろしくお願いいたします。

報告から思いつくキーワード

・科学・技術・技能

・工学的アプローチ　羅生門アプローチ
・ID　経験学習
・行動目標批判　這い回る経験主義批判
・客観主義　構成主義　対立から統合へ

・教育と社会階層

1

難解な知識	世俗的な知識	技能(コンピテンス) 状況の把握 適用する技術の選択 状況への働きかけ
科学	技術	
認知心理学	コミュニケーション 話法・報連相	
・選択的注意 複数の情報の中から必要とされる情報を選び出す/不必要な情報は排除・無視する 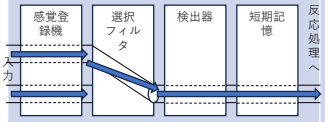	伝わる話し方 タ イミング 結論を先に 一時一事項 好意を生む話し方 笑顔 清潔感 声色 客を得る掲示 最も興味のある情報中心 他の必要な情報周辺	

2

応用課程事例工学分野（機構）

開発課題
企業等からの開発要望
多科（機械・電子・情報）合同

標準課題
指定課題・グループ

標準課題
指定課題・グループ

標準課題
指定課題・グループ

各教科目
企画

各教科目
設計

各教科目
生産

各教科目
材料

各教科目
構造

各教科目
機構

各教科目
加工

各教科目
品質

各教科目
安全

3

応用課程事例ソフトスキル（機構）

開発課題
企業等からの開発要望
多科（機械・電子・情報）合同

標準課題
指定課題・グループ

標準課題
指定課題・グループ

標準課題
指定課題・グループ

コミュニケーション力

実践力

チームワーク力

リーダーシップ力

プレゼンテーション力

課題発見力

調査・分析力

課題解決提案力

マネジメント力

ヒューマンスキル

コンセプチュアルスキル

4

KOLB　Experiential Learning
経験学習

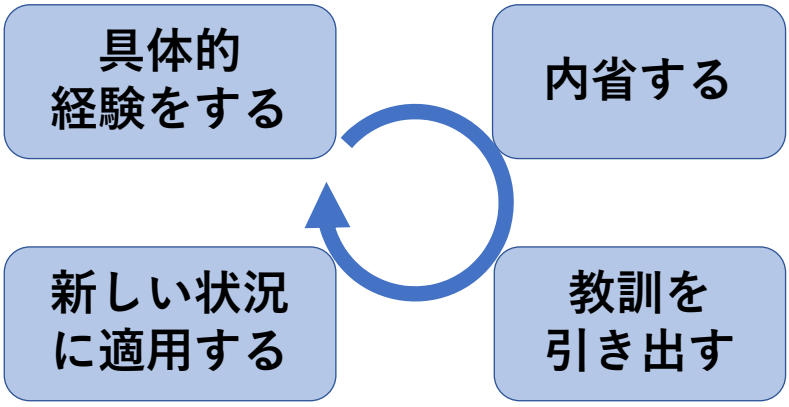

5

応用課程　HS・CS学習
工学的アプローチによる経験学習

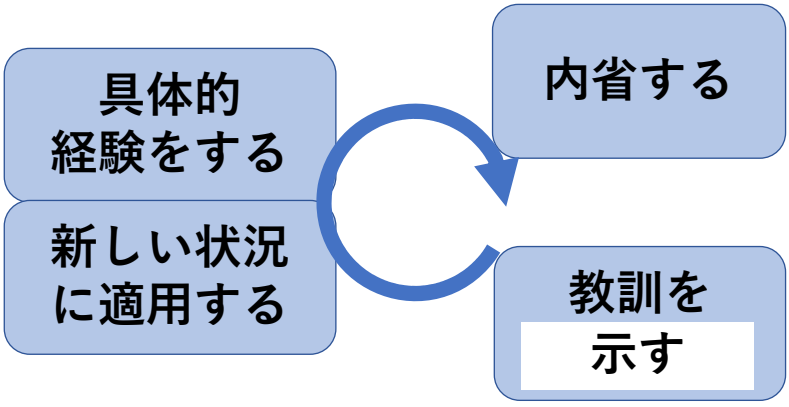

6

教育と社会階層

支配層・上層
難解な知識で支配

教育

世俗的な知識のみ
被支配層・下層

7

2023年11月18日
第７４回 エルゴナジー研究会
（日本職業教育学会関東地区部会）

「職業訓練関係資料集」の編集について、

田中　萬年

戦後職業訓練関係資料集
《昭和20年～昭和33年》
＜上＞＜中＞＜下＞

研究チーム
原　案 佐々木 輝雄　職業訓練大学校 元教授
編　集 田 中 萬 年　職業能力開発総合大学校 名誉教授
企　画 新 井 吾 朗　職業能力開発総合大学校 能力開発応用系 准教授
事務局 砂 田 栄 光　基盤整備センター 企画調整部企画調整課 統括マネージャー

独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構
職業能力開発総合大学校基盤整備センター

ま え が き

本資料集の原案は、職業訓練大学校職業訓練研究センターにおいて昭和54年と56年に刊行された『職業訓練関係資料集』（Ⅰ）（大正６年～昭和12年）、及び（Ⅱ）（昭和13年～昭和16年）（上・下）の編集者である故佐々木輝雄教授の遺作となった「戦後職業訓練関係年表」である。戦後も既に75年を超え、当時の資料の散逸、亡失が進んでいる。現段階において収集可能で、当時の職業訓練の全体像が分かるように重要な資料を本資料集にまとめた。

本資料集によって戦後の職業訓練の実情を解明する意味は、現下の「職業能力開発促進法」においても中核は職業訓練であり、この業務を困難な状況の下で日々真摯に取り組んでおられる方々が、本資料集で明らかにする過去の活動を知り、学ぶことによって今日の業務への誇りと、明日の仕事への自負を持って戴くことができるかも知れないと考える点にある。

また社会的には、職業訓練は社会問題、労働問題、あるいは教育問題と密接な関連があり、それらの要点との歴史的関係を明確にするための課題に応えようとするものである。戦後の職業訓練は上記のような様々な学問によっても研究されてきたが、それらはあくまでもその学問領域の論理によって整理されているのであり、職業訓練の立場から職業訓練の実態と職業訓練を取り巻く諸問題を総合的・俯瞰的に考察するときの職業訓練の独自の意義とは言えないと考える。換言すれば、佐々木教授が「職業訓練の現実は産業経済、労働、教育、社会福祉政策の……緊張・対立関係の中にある」、と述べたことの証拠の提示だといえよう。

例えば、近年ＳＤＧｓが推進されているが、その目標８の「働きがいも経済成長も」は、まさに職業訓練の目的であり、一貫して追及してきた課題であることが分かる。さらに、目標４の「質の高い教育をみんなに」の日本語のタイトルでは見落とされるが、「教育」の原語である"Education"の概念は教育と言うよりも能力開発"developing the powers"

の意味であり、その４の下位目標にある「働きがいのある職業につながる技術を身につける機会を得ること」は、誰もが頷くように正に職業訓練の課題であったと言えるからである。

また、昨年から進められている〝リスキリング〟は、これを訳せば「技能化」と言えるが、その目標の多くは本資料集で明らかなように戦後の困難な時期に職業訓練によって模索されていた。これらのことを明確にするためには、先人が施策・実践した職業訓練の遺産を掘り起こさねばならない。このことによってＳＤＧｓやリスキリングの重要な課題を職業訓練が担ってきた事業であることが明らかとなる。

その中には、国民一丸となって戦後復興を果たしてきた一翼である職業訓練の実践から見落とされた意義があり、それは今日の状況を打開する時のヒントを与えてくれるかも知れないと考える。

かてて加えて、本資料集がわが国の戦後史研究を更に深めるための教材になれば幸いと考える。それは、岩手県が〝労働文化の発祥は職業訓練から〟と提起した（昭和24年３月）ように、職業訓練が文化としてわが国でも議論されて欲しいとの期待があるためである。

なお、本資料集は、佐々木教授の年表を原案として資料を収集し、その後発掘した資料も追加している。本資料集には未だ不備、欠落があると思われるが、それは後学者に補遺を託したい。

最後に、谷口雄治名誉教授にはＧＨＱ資料"Labor Division Manual"『労働課便覧』の翻訳にご協力戴いた。その他、ご氏名を挙げないが資料収集のためにご協力戴いた少なくない研究者、及び東京商工会議所、日本商工会議所、雇用問題研究会、法政大学大原社会問題研究所図書室、明治大学図書館、東京大学社会科学研究所図書室、労働政策研究機構図書室、そして各地の国公立図書館・公文書館に大変お世話になった事に篤く御礼申し上げます。

二〇二三年一〇月　　田中　萬年

佐々木輝雄先生略歴

佐々木輝雄略年譜

1966（昭41）年3月　東北大学大学院教育学研究科博士課程を単位取得退学
4月　東北大学教育学部文部教官となる
1968（昭43）年4月　職業訓練大学校（訓練部指導科）講師となる
1971（昭46）年3月　『教育経営の実態』（皇晃之編、高陵社書店）で「職業訓練所」を分担執筆
4月　調査研究部研究員を兼務する
9月　「ワークハウス・スクール制度の研究－そのイギリス技術教育史上の意義について－」で教育学博士号（東北大学）取得
10月　助教授に昇格
1975（昭50）年3月　論文『高等学校制度改革の今日的課題－職業教育からの接近－』を発表
1977（昭52）年4月　調査研究部研究員となる（訓練部助教授兼務）
1978（昭53）年4月　職業訓練研究センター基礎研究部訓練制度研究室室長・兼訓練教科方法研究室室長・兼助教授となる
1980（昭55）年3月　**『職業訓練関係資料集（Ⅰ）《大正6年～昭和12年》』を発表**
1982（昭57）年3月　『職業訓練関係資料集（Ⅱ）《昭和13年～16年》』（上）・（下）を発表
1983（昭58）年3月　**「戦後職業訓練関係資料集」**脱稿
4月　職業訓練大学校（訓練部指導科）教授となる
4月　**「研究者としての『問い』の形成」**を『雇用促進』に発表
10月　**「職業訓練の資料研究について－「職業訓練学」の形成をめざして－」**を発表
1985（昭60）年2月　**「職業訓練の歴史と課題」**を指導員研修“職業訓練論”で講義。
9月26日　永眠、享年47歳

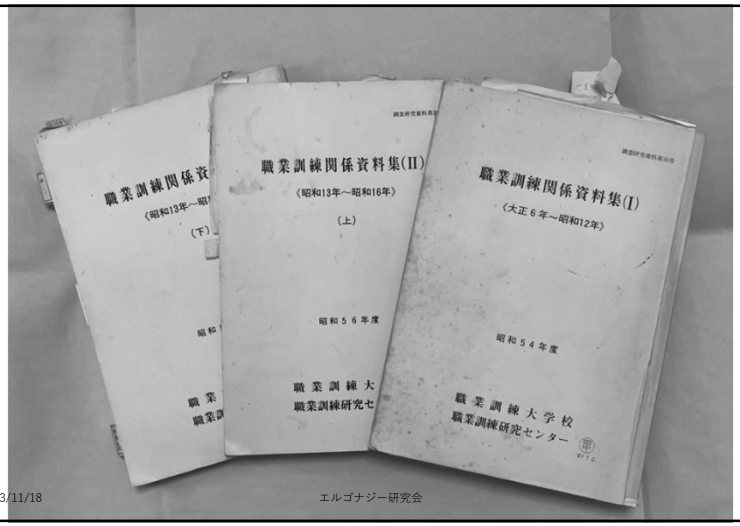

我が国教育問題の重要な課題を提起し
今後の職業教育・訓練の展望を示唆する

解説　第一巻　山崎昌甫　第二巻　佐々木　享　第三巻　木村　力雄
（静岡大学教授）　（名古屋大学教授）　（東北大学教授）

佐々木輝雄職業教育論集（全三巻）

A五版　上製　函入　総約二、五〇〇頁　揃定価二、二〇〇〇円
刊行予定　昭和六二年九月

編集　同刊行会
発行　多摩出版

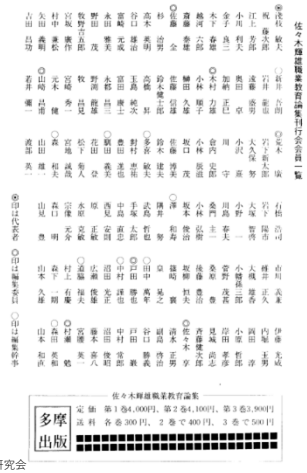
佐々木輝雄職業教育論集刊行会会員一覧

◉佐々木　敏夫　○新井　吉朗　○安木　康
現　康次郎　○宮沢　裕市　石下　陽市
江　藤次郎　遠藤　勇治　大瀬　理吉
小川　利夫　藤原　勇　大久保　知行
金子　逸三　奥田　一　加納　正己
木下　春雄　○木村　力雄　小沢　亮
越河　六郎　小林　順子　川　守
斎藤　泰雄　全　佐藤　信雄　倉内　宏郎
○斎藤　全　佐藤　博美　小林　辰治
杉　治男　鈴木健二郎　坂口　茂　川島　春夫
高木　英明　佐藤　建夫　小林　弘明　小野　智治
高橋　財　○多喜　敏夫　○沖　努　桑門　主一
玉島　純次　鈴木　敏夫　隅井　努　桑原　春
谷口　勝治　○田中　萬年　坂本　徹治　小林　一郎
富岡　元成　武島　哲也　皇　晃之　小林　一郎
富田　康士郎　手塚　太郎　○田中　萬年　後藤　豊治
富田　康士郎　○田中　勝也　坂柳　杜夫
永田　雅美　中島　直忠　○戸田　敏　○佐々木　享
永都　昌三　○田中　謙也　谷口　勝義　清水　正男
野口　俊　○鶴田　義美　戸田　敏　○佐々木　享
野間　敏雄　西見　安則　副島　博治　斎藤健次郎
野野宮　良郎　沼田　光正　沼田　徹　見城　直志
牧　昌見　花田　俊　田中　常郎　岸田　孝彦
宮崎　秀一　松下　菊人　藤本　英八　小原　哲彦
宮地　誠治　水原　正敏　宮腰　英一　西田　一郎
村上　相夫　宗像　光介　○村瀬　勉　内堀　主男
矢木　康作　○高橋　有慶　○森田　都郎　伊藤　正成
矢田　義朝　○山崎　昌甫　○森　一郎　○山本　和直
吉田　昌功　若井　徹一　山田　豊　山見　明　山本　久雄
◉印は代表者　○印は編集委員　○印は編集幹事

佐々木輝雄職業教育論集
第1巻4,000円、第2巻4,100円、第3巻3,900円
各巻300円、2巻で400円、3巻で500円
定価　税込
多摩出版

編集委員
第一巻　佐藤　全
第二巻　荒木　廣
第三巻　**木村　力雄**
村瀬　勉
佐々木　享
戸田　勝也
山崎　昌甫

編集幹事
第一巻　新井　吾朗
第二巻　田中　萬年
第三巻　多喜　敏夫
森　和夫
馴田　義美
中村　謹也
道脇　福夫
森田　英和

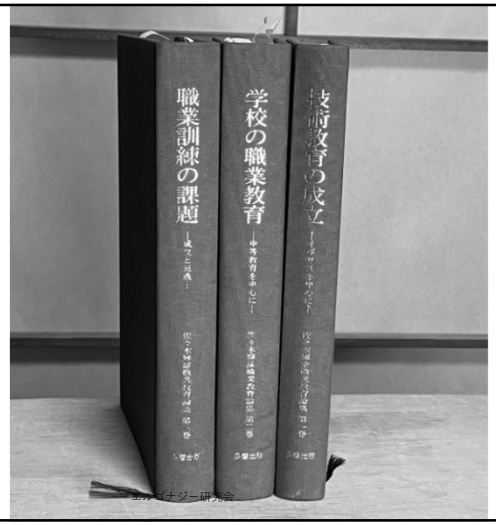

解説
第一巻　山崎　昌甫
第二巻　佐々木　享
第三巻　木村　力雄

「佐々木輝雄職業教育論集」目次

第一巻　技術教育の成立　—イギリスを中心に—　（本文三六〇頁）

第一編　技術教育制度の成立
一、エリザベス七年手徒弟制度と技術教育
二、救貧制度と技術教育
第二編　ワークハウス・スクール制度の研究
第一章　徒弟制度と技術教育
第二章　貧民救済への国家関与とワークハウス・スクール制度の萌芽
第三章　ワークハウス・スクール制度の確立
第四章　ワークハウス・スクール制度の崩壊と再編成

第二巻　学校の職業教育　—中等教育を中心に—　（本文四五〇頁）

第一編　職業教育の課題
一、職業教育の課題
二、職業教育と普通教育との相互接近論
三、定時制高等学校の実態
第二編　高等学校制度改革の課題
—職業教育からの接近—
第一部　占領期日本における高等学校制度改革と工業高等学校
校制度の展開
第一章　工業高等学校制度の改革と工業高等学校制度化論
第二章　高等学校の制度化と工業高等学校
第二部　占領期日本における高等学校制度改革論と職業高等学校
第一章　技能連携制度化論と職業高等学校
第二章　職業教育振興論と職業高等学校
第三章　教育ジャーナリズムにおける諸改革論と職業高等学校

第三巻　職業訓練の課題　—成立と意義—　（本文四〇七頁）

第一編　戦前期職業訓練の行政と制度
一、職業訓練行政組織の成立
二、公共職業訓練の成立過程
三、日華事変期における公共職業訓練
四、熟練工論争の背景と過程
第二編　戦後職業訓練の実態と改革
一、職業訓練関係行政組織の再発足
二、職業訓練所の実態
三、労働者教育運動の内的矛盾
四、職業訓練の高等教育化・成人教育化
五、公共職業訓練の実態と改革
六、継続教育としての公共職業訓練
第三編　職業訓練の歴史と課題
①はじめに　②職業訓練の三つの〝流派〟　③学校教育と職業訓練　④経済発展と職業訓練　⑤職業訓練の捉え直し

職業教育・訓練の理論的開拓者

職業訓練大学校校長・日本職業教育学会理事長　細谷俊夫

産業革命を最初に経験したイギリスの従弟制度ならびに救貧制度を、技術教育の側面から解明するという問題意識から接近した論究である。日本の職業教育・訓練を主としてその制度面から接続に論究した点で、氏は独自の発想を拓いた。その研究は、今日歩調を合わせ最大限の資料を駆使して、客観的分析と独自の解釈を行うという手法を用いていることで、氏の別百勉励ぶりが窺われるのである。

労働者に「生きること」「働くこと」「学ぶこと」の保障を与えることが公共職業訓練制度の存在理由であるとして、ともすれば、消極的な社会施設として軽視されがちな職業訓練に、ヒューマニズムの精神を吹き込み、その市民権を主張する氏の学究的情熱はすべての人を魅了するにちがいない。

私は「佐々木輝雄職業教育論集」（全三巻）の刊行を衷心から祝福したい。

職業訓練の根源的価値を評価

職業訓練大学校客員教授　宗像元介

この度佐々木輝雄博士の職業教育論集が刊行されることになった。若くして逝かれたこの偉才がその生涯のエネルギーを注いだ労作の全貌が、ここに鳥瞰できるようになったことを職業訓練関係者の一人として心から喜ばしいと思う。

佐々木輝雄博士は教育学者として職業訓練制度を教育制度論の立場から広く捉えようとした数少ない専門家の一人である。しかも、我が国の近代学校制度の歪む思想点への厳しい批判者として、職業訓練を端いれて見ようとした学者でもあった。

今日、学校教育に関する論議が社会の注目を集めているが、その問題意識の多くは佐々木博士が早くから指摘していたことであった。それは同時に職業訓練の底に潜在根源的価値への評価につながっていたように思う。

しかし、佐々木博士の名を世で重かからしめていたのは、なんといってもその学風だった。徒歩した経過を活かして職業訓練や職業教育の歴史の中には、博士の精密な調査や解析によって、始めて明らかにされたことも少なくないように思う。言うまでもなく歴史の解明は未来への手掛かりになる。

この「佐々木輝雄職業教育論集」が広く江湖に迎えられることを祈ると共に、特に職業訓練のご関係者が本書を糧として生かして戴くことを願ってやまない。

教育学界の共通の財産

千葉大学教育学部教授
技能教育研究会代表理事　原　正敏

教育学プロパーの出身で、後はひと職業教育・職業訓練問題に没入した人はいないといっていたろう。私など、問題意識過剰で結論を急ぎすぎ、結論へのプロセスに沿って史料・文献を集め構成しようとしがちである。彼の徹底的な史料・文献の発掘と厳密な考証に学ばなければならないと思いながら再勉を重ねてまったくこの「佐々木輝雄職業教育論集」からあらためて彼の作風を学びたい思いを。

と同時に、この度佐々木輝雄職業教育論集」が刊行されなかったら、一般の教育の視野から、恐らく見落とされかねない彼の貴重な業績が、教育学界の共通の財産になったことを喜びあたい。そして職業教育学究の礎石として、広く教育学界のロバーの方々に一見をおすすめ申し上げ。

職業教育の根底を問う

日本技術教育学会理事長　倉内史郎

佐々木輝雄さんの研究は、職業の底にひそむ「深理」を研究してやまないところにその特徴があるいつもアイソツ・ーディトを応用を通ろ思いつき議論とは、本来的に無縁であるように思われる。地味といえば地味であるが、職業教育研究という実学との接点にありながら、むしろアカデミックな雰囲気を漂わせている。

丹念に戦前の職業訓練行政を跡づける仕事を重ねられたのも、そこに職業訓練の本質的なものはなにかということを見いだそうとされたからではなかったろうか。戦後職業高校の展開についての論究には、中等教育及びその学校の職業教育はいかなる性格のものか、という問いが一貫している。さらにまたイギリス技術教育史をエリザベス女王期の職人法に立ち帰って検討されたのも、職業訓練の国家政策的意義を解明しようという課題意識によるものといえよう。

すべてこうした佐々木さんの真骨頂をよくしめす労作が、この「佐々木輝雄職業教育論集」に収録されている。産業構造の再構築が求められている現在、いま「職業教育の根底を問いなおしてみる必要があろう」こうしたとき佐々木さんの研究方法は、われわれに貴重な示唆を与えずにおかないことを確信するものである。

研究者としての『問』の形成

子供も大人も青年も老人も、人間は一人ひとり固有の「問」を持ち、そしてそれとの緊張・対立関係の中で生活しているのではなかろうか。従って、この固有の「問」の連続が「生きる」ということになるのかも知れない。しかし私がここで語ろうとしているものはこの種の「問」ではなく、研究者としての『問』についてである。勿論、後者の『問』が前者の「問」と独立して存在するものとは思われないが、また「問」が即『問』になるとも考えない。

私が職業訓練と出会い、それを自己の研究課題としたのは、何時の頃であっただろうか。二〇数年前の学生時代、教育行政学を専攻した関係で職業訓練に興味を引かれ機会の許す限り各種の職業訓練施設を見学したことを思い出す。

しかしその頃の私は未熟な修業者であり、しかもその修業の内容も主として近代学校制度の成立・展開過程の学習にあった。従って、そこでの「問」は未熟な『問』に過ぎず、又その内容も「近代学校制度」に関連する「問」の域を出るものではなかった。このことはその後の修業の過程において、思い知らされたことであった。

一九八三年三月で雇用促進事業団に奉職して満一五年になる。「職業訓練とは何か。」これはこの一五年間、私を悩ませ続けてきた設問である。そこから様々な「問」が浮かび、そして消えて行ったのである。例えば、「職業訓練」の用語は日本において、何時頃出現したのであろうか。その頃の職業訓練はどのような形式と内容をとっていたのであろうか。又その制度と「近代学校制度」との関連は？、等々である。まるで玩具箱を引っくり返したような「問」の誕生であり、しかもその「問」はいずれも漠としたものであった。しかし私の出発点はそこしかなく、又そこからしか自己の『問』を形成する以外に方法はなかった。

この『問』の形成のためには、職業訓練に関する先人の業績を発掘し、整理することが必要不可欠に思われた。しかし職業訓練が現在当面している課題を知れば知る程、そのような作業は迂遠なものであり、私を躊躇させるに十分であった。躊躇を決断させるものは自己の仕事に対する拙劣の甘受である。

「佐々木輝雄職業教育論集」が「冲永賞」を授賞

生涯教育（学習）が叫ばれている今日、その核心ともいえる職業教育の諸問題にスポットが当てられています。

一昨年刊行された元職業訓練大学校教授の故佐々木輝雄氏による『佐々木輝雄職業教育論集』（多摩出版発行　全三巻、第一巻　技術教育の成立、第二巻　学校の職業教育、第三巻　職業訓練の課題）は、この分野の先駆的な、しかも時宜にかなった研究書として、目下労働問題研究者の間で注目されています。

今般、本論集が、労働問題研究の優れた著作物に贈られる御労働問題リサーチセンター賞（冲永賞）を授賞しました。授賞式は三月四日。

なお、本論集の図書紹介が日本教育学会発行の『教育学研究』（昭和六三年一二月）に二ページにわたり掲載されました。

内容の詳細については、本誌一九八七年七月号をご参照下さい。

『職業能力開発ジャーナル』一九八九年四月号

職業訓練の資料研究について
――職業訓練学」の形成をめざして――

一、　問題意識　職業訓練とは何か。その定義はきわめて多種多様である。ある人は「労働省所管の教育である。」、「技能労働者教育である。」、「科学・技術・技能の統合化を意図した教育である。」等々と定義し、又ある人は施設名をあげることによって、それは「職業訓練大学校、職業訓練短期大学校、職業訓練校、技能開発センターである。」と定義する。このような定義は職業訓練のある事実を説明するものではあるが、しかしそれによって職業訓練の全体あるいは本質を定義するものとは云い難い。それでは職業訓練の全体・本質は、どのような視点・方法をしれば、捉えることができるのであろうか。

二、　研究方法　歴代職業訓練部長あるいは局長の著作はこの疑問に対し貴重な示唆を与えてくれる。又職業訓練政策立案者達の成果とも云うべき、昭和三十五年十二月の「職業訓練長期基本計画」、昭和四十六年四月の第一次、昭和五十一年七月の第二次、昭和五十六年五月の第三次の「職業訓練基本計画」の労作も、同様である。しかしそこにはまた理論上、検討・吟味すべき問題のあることも併せ指摘しなければならない。即ち、それは戦後職業訓練の一連の改革を目的意識（目的）とそのための制度形態（手段）の視点から分析し、その分析結果に基づき、戦後職業訓練の改革過程を単純且つ素朴に発展過程と捉えているように思われるからである。勿論、このような立場のあることを否定する

周知の通り、職業訓練は今日、労働行政の一貫として位置づけられている。しかし労働行政が産業・教育・福祉行政と密接不可分であるために、職業訓練もこれ等の行政分野と重複し、その重複が職業訓練の研究視座・対象・方法の確立を一層困難にしているように思う。ある研究者はこの重複部分をとらえて、職業訓練を産業経済の、あるいは教育の、あるいは社会福祉の一部と位置づけ、それで十分であると考える。このような研究視座は、私の『問』から『問』への形成にとって第一関門である。この関門を通過するためには、職業訓練の現実は産業経済、労働、教育、社会福祉政策の一部の中ではなく、それぞれの緊張・対立関係の中にあり、その緊張・対立関係の在り様がある時の、ある場所の、職業訓練の形式と内容を規定しているのだと考える必要があるように思う。このような視座に立つ時、職業訓練の研究は独自の研究対象と方法を持ち得るのではなかろうか。拙ない経験に過ぎないが、これまでの職業訓練研究から、そのような思いに立ち至るのである。

しかしこの思いを実証し深めるためには、資料の収集と吟味が必要不可欠となる。そこには『問』形成への第二の関門が控えている。資料の発掘、吟味の質量は、この『問』の質量と相互規定関係にあるからである。かつて恩師から何度となく聞かされてきた「more working and more thinking」の言葉の重みを実感する。この両者の厳しい対立・緊張関係の中で、あるものを体得することは未熟な私にとって至難なわざかもしれない。しかし職業訓練の厳しい現実が、あるいはその現実のはらむ真実が、浅学菲才な私にもこの狭き関門を通過させてくれ、第三の『問』形成に導びいてくれるのではなかろうか。第三の関門について語るには、私の力量ではあまりにも大きな問題である。更にその先に「役に立つ研究」が……。

『雇用促進』　一九八三年四月号より

『戦後職業訓練関係資料集』
目　次

序
まえがき ……(1)
凡　例 ……(3)
解　説 ……(5)
上巻資料目次 ……(24)
第Ⅰ編　ＧＨＱ勧告・「日本国憲法」関連資料編 ……1
第Ⅱ編　閣議・次官会議決定、審議会答申、民間団体建議編 ……33
第Ⅲ編　行政組織編 ……137
第Ⅳ編　法令編
Ⅳ1部　一般労務・職業指導関係 ……199
Ⅳ2部　公共職業補導関係 ……213
Ⅳ3部　技能者養成関係 ……225
Ⅳ4部　監督者訓練関係 ……299
Ⅳ5部　「職業訓練法」関係 ……305
（以下中巻）
第Ⅴ編　通牒・通達編
Ⅴ1部　一般労務・職業指導関係 ……1
Ⅴ2部　公共職業補導関係 ……67
Ⅴ3部　技能者養成関係 ……243
Ⅴ4部　監督者訓練関係 ……329
（以下下巻）
第Ⅵ編　国際的宣言・勧告編 ……1
第Ⅶ編　統計編
Ⅵ1部　一般労務・学校教育関係 ……33
Ⅵ2部　公共職業補導関係 ……35
Ⅵ3部　技能者養成関係 ……58
Ⅵ4部　監督者訓練関係 ……68
戦後職業訓練関係年表 ……73
資料索引 ……110

ものではないが、しかし職業訓練の研究が科学たり得るためには、このような立場の克服が求められるのではなかろうか。つまり、職業訓練の改革過程を目的・手段の系ではなく、原因・結果の系から分析し、そこにある種の必然性あるいは法則性を発見しなければならないと考えるからである。

三、　研究作業・結果　その必然性・法則性の発見のためには、まず第一に職業訓練関係資料の収集・整理が必須である。関係資料の範囲としては、昭和三十三年七月の「職業訓練法の施行について」（発職第一二一号）の労働事務次官通達が、「職業訓練行政」は「労働政策としての任務にあわせて」、「産業政策の任務を有する」とともに、「広義の教育の一環である」（傍点、引用者）の指摘が参考になろう。又その整理項目としては、(1)職業訓練関係法令（法律・政令・省令・訓令・告示・通達）、(2)関連統計、(3)関係審議会の答申・建議、(4)関係法案要綱（案）、(5)関係行政官メモ、(6)関係雑誌論文をあげることができる。その第二はこれ等関係資料の資料批判・吟味である。その批判・吟味の尺度は「職業訓練を単に「労働政策」・「産業政策」・「教育政策」に関係するものの中にではなく、これ等政策との関係の在り方の中に求めなければならないであろう。このような尺度による資料批判・吟味なしには、職業訓練からの「労働政策」・「産業政策」・「教育政策」への発言・提言も不可能となるからである。今回の報告は現在継続中の作業のうち、雑誌論文の収集状況について紹介することにしたい。

『第二一回職業訓練大学校研究発表講演会講演要旨集』
昭和五八年一〇月より

凡　例

一、法令の日付は公布の日とし、規則は『官報』掲載の日付とした。
二、原義書及び案文の場合、訂正文を転載した。
三、原資料が表・様式等を省略しているものはそのまま記したが、編者が省略したものは（編注：略）と記した。
四、旧漢字は原則として現代的新字体に改めた。
五、原資料や神奈川県の通達集における手書きの資料で、略字体は現代的新字体に改めた。
六、番号・記号については原文の字体を変更した箇所もある。
七、送り仮名は原文のままにした。
八、判読不能文字、不明文字及び空白部は□で表した。
九、誤植と思われる文字には（ママ）を付した。
一〇、紙面レイアウトの都合上、資料末文及び図表またはその前後する部分を入れ替えた箇所もあるが、（編注）で確認頂きたい。
一一、法令を除き、各資料（年表の項目を含む）の出典を最後尾に○○、△△△の略号で付したが、その名称は次の通りである。
　但し、一資料のみの転載については当該資料名を資料末に記した。

『三法』：参議院労働委員会専門員室『労働三法改正に関する各方面の意見』、昭和26年。
『十年史』：労働省職業安定局『職業安定行政十年史』、雇用問題研究会、昭和34年。なお、「戦後職業訓練関係年表」の「十年史」は同書の「年表」に掲載されている項目の転載である。
『二〇年』：「資料・戦後二十年史　5」海後宗臣編『教育・社会』、日本評論社、一九六七年。
『33年』：山見豊『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号、昭和47年度。
『五十年』：鈴木英一・平原春好編『資料　教育基本法50年史』、勁草書房、一九九八年。

『百年史』：文部省『学制百年史』、ぎょうせい、昭和47年。
『ＩＬＯ』：『ＩＬＯ時報』、ＩＬＯ東京支局。
『ＴＷＩ』：労働省職業安定局『ＴＷＩ研究』、雇用問題研究会。同研究会所蔵。
『安定』：工藤誠爾『職業安定法解説』、泰流社、昭和23年。
『市場』：労働省職業安定局、『労働市場年報』。
『意見』：日本経営者団体連盟『日経連失業対策意見』（第一・第二）、昭和23年・24年、東京大学社会科学研究所蔵。
『解説』：渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和33年。
『閣議』：国会図書館ナビ「昭和前期閣議決定等収載資料及び本文」。
『神公報』：『神奈川県公報』。
『神綴り』：神奈川県『職業訓練関係通ちょう綴り』、（日欠：掲載最終通達は昭和32年11月30日）。
『神類集』：神奈川県『職業訓練関係例規通達類集』、（日欠：掲載最終通達は昭和34年7月15日）。
『勧告』：労働省編『ＩＬＯ条約・勧告集』（第1版・第2版・第3版）、労務行政研究所、昭和30年・36年・39年。
『監督』：労働省労働基準局『労働基準監督官年報』。
『基準』：労働省労働基準局『労働基準』。
『技通』：労働省労働基準局福利課『技能者養成関係通牒集』（日欠：掲載最終通達は昭和30年9月26日）。
『規定』：木村力雄『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について（資料）』、職業訓練大学校調査研究資料№8、昭和48年度。
『業界』：東京商工会議所『労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査』、昭和26年。東京商工会議所経済資料センター蔵。
『行政二』：労働省『労働行政史』第二巻、労働法令協会、昭和44年。
『行政三』：労働省『労働行政史』第三巻、労働法令協会、昭和57年。
『近代』：近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』、講談社、昭和39年。
『経済』：松尾弘・山岡喜久男編『戦後日本経済政策史年表』、勁草書

房、一九六二年。
『憲法』：国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」
『広報』：労働省職業安定局『職業安定広報』。
『雇用』：渋谷直蔵『戦後日本の雇用失業とその対策』、労働法令協会、昭和33年。
『産業』：文部省『産業教育百年史』、ぎょうせい、昭和61年。
『失対一』：厚生省勤労局『失業対策資料第一輯』、昭和21年3月。
『失対二』：厚生省勤労局『失業対策資料第二輯』、昭和21年9月。
『失対三』：労働省職業安定局『失業対策資料第三輯』、昭和22年。
『時報』：労働省『労働時報』。なお、「年表」の「時報史」は同誌第2巻4号より始まる「労働行政日誌」（昭和24年1月より記述）に掲載されている項目の転載である。
『週報』：産業労働調査所『労働週報』。
『条約』：永井憲一監『教育条約集』、三省堂、一九八七年。
『審議』：国会図書館ウェブ：「憲法審議録」。
『成立』：佐藤達夫『日本国憲法成立史』（第二・三・四巻）、有斐閣、一九六二～一九九四年。
『戦後』：田中萬年『戦後職業訓練のカリキュラム基準に関する研究』、職業訓練大学校指導科、一九八四年。
『占領』：「資料日本占領　2」竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣『労働改革と労働運動』、大月書店、一九九二年。
『促進』：『雇用促進事業団十年史』、昭和46年。
『対日』：竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社、昭和45年。
『中央』：中央労働委員会事務局監修『中央労働時報』。
『通信』：『勤労通信』・『職業通信』・『労働市場通信』・『労働市場弘報』（注）。
『通達Ⅰ』：労働省職業訓練局『職業訓練関係法令・通達集（Ⅰ）』、雇用問題研究会、昭和43年。
『提要』：労働省職業安定局『職業補導提要』（上・下）昭和27年。

『デジ』：国立公文書館『デジタルアーカイブ』。
『統計』：労働省大臣官房労働統計調査部『労働統計年鑑』。
『東商』：東京商工会議所『事業報告書』。
『日経』：日本経営者団体連盟『日経連事業報告』。
『日商』：日本商工会議所『事業報告書』。日本商工会議所資料センター蔵。
『年鑑』：労働省職業安定局失業対策課『失業対策年鑑』。
『年表』：岩波書店『近代日本総合年表』第二版、一九六八年。
『判例』：日本経済団体連合会『労働経済判例速報』。
『必携』：労働省職業安定局職業補導課『補導事務必携』、雇用問題研究会、昭和24年。
『福祉』：『労働福祉事業団法令・通達集』、昭和33年。
『ユネスコ』：日本ユネスコ国内委員会編『ユネスコの提唱による条約・勧告集』、昭和38年。
『要覧』：労働大臣官房総務課『労働行政要覧』。なお、「年表」の「要覧誌」は同誌の「労働行政日誌」に掲載されている項目の転載である。
『連繋』：望月哲太郎『高等学校技能連携制度の解説』、第一法規、昭和43年。
『労政』：労務行政研究所『労政時報』。

（注）

　戦後初期の厚生省勤労局または労働省職業安定局による広報紙・誌の発行状況は次の通りである。
　『勤労通信』第1号、昭和21年11月1日発行（第4号まで）。『職業通信』に改称、第5号、昭和22年6月1日発行（昭和22年8月1日第6号から（財）職業協会編集から職業安定局編集発行となる）。次に、同タイトルの新『職業通信』第1号、昭和23年7月1日（毎月2回発行を明記）8頁となる。『労働市場弘報』に改称、第17号、改称昭和24年6月1日（12頁に増頁）。第17号、昭和25年1月1日で終刊。『職業安定広報』が昭和25年2月より発行される。

解説目次

はじめに
一、本資料集の構成
二、戦後職業訓練の状況
(1) 「職業訓練」の使用過程
(2) ＧＨＱの指令・指示
(3) 「日本国憲法」・案の職業訓練の位置づけ
(4) 社会・産業・技術の展開への対応
(5) 学校教育との関係
(6) 国際的規程への対応
(7) 職業訓練制度の整備
① 職業訓練の拡充計画は、公共職業補導所の場合、先ず地方長官宛
② (身体)障がい者対策は公共職業補導の役割として最も速く整備された
③ 失業者・転職者対策の公共職業補導は、戦災を免れた施設計232
④ 知識階級対策の公共職業補導は、失業者対策の一環として初期に
⑤ 年少者・学校卒業者対策としては、技能者養成は戦前から（前期）
⑥ 女性・婦人対策の公共職業補導は、やはり失業者対策の一環とし
⑦ 指導者・指導員対策として戦前に設立されていた機械技術員養成
⑧ 在職者対策は、わが国で位置づけられるのは昭和44年の（新）「職
⑨ 訓練内容的対策は基準の教科としての施策になるが、公共職業補
⑩ 指導方法的対策は学科指導と実技指導では全く異なり、実技指導
⑪ 生活指導は、職業生活の指導であるが、最初に兵庫県の補導所が作
⑫ 技能検定は、職業訓練の制度が整備されると、実質的な訓練成果
三、「職業訓練法」制定への動きと課題
追　職業訓練のアイデンティティー

用語「職業訓練」と”Vocational Training”

ＩＬＯの”Voational Training”

ＧＨＱの”Voational Training”

職業補導と”Voational Training”

技能者養成と”Voational Training”

「職業訓練法」の「職業訓練」
「学校教育との重複を避け、密接な関連」を持つ規定とは？

⬇

職業補導にも技能者養成にも有った「知識」を削除した「職業訓練」

『労働課便覧』目次

001-049 本便覧の構成と目的
050-099 基本指令と方針声明
100-129 労働区分、経済科学局、組織および機能
200-299 労働団体および使用者団体
300-399 労働関係および労働争議
400-499　労働力と雇用
500-599 賃金および労働条件
600-699 労働統計調査
670-679 労働者福祉・生活水準データ
700-799 労働・使用者教育
730-739 講義と討論

職業訓練は「**教育の機会均等＝『教育の民主化』原理の労働の分野における発現**であり、**憲法で保障された職業選択自由の権利実現の場**とすることにある。」
（竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、1970）

「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、**能力に応じた教育を受ける権利**、職業を選択する権利など、**憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むこと**であった。」（谷口雄治訳）

「教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた〔申し分のない、よく適合した、あるいは良い〕個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」

（1946．12．5．）ＧＨＱの大学担当官フイリップ・ウェンデル・シェイの「教育基本法」の「第1条改定案」の提言。『五十年』

「職業訓練学」の形成は可能か？、

本資料集は
社会学、経済学、そして教育学によって捉えられた、それらの学問の補完的な職業訓練ではなく、
働く人の、あるいは働くことを希望する人の生きること、働くこと、そして学ぶことを三位一体的に捉える
職業訓練のアイデンティティーが存在することを認識できると言える

戦後職業訓練関係年表

月	日	1945(昭和20)年
8	15	戦争終結の詔書を放送。『年表』
	16	文部省・厚生省、農業運輸通信従事者を除く学徒動員解除につき通達。『年表』
	21	厚生省勤労局長、各地方長官宛「大東亜戦争終結ニ伴ウ国民勤労動員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件」通牒。国民勤労動員令の実質的停止。[5 － 1 － 1]
	22	次官会議、「工場事業場従業者ノ応急措置」を決定。『行政二』
	22	厚生次官、各地方長官宛「戦争終結ニ伴ウ工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件」通牒。[5 － 1 － 2]
	29	厚生次官、各地方長官宛、「帰還軍人の復員に関する応急措置の件」通牒。①前職復帰および優先採用を建前、②動員署に専門の係を設置すること、③必要に応じ失業救済、授産の措置を行うこと等を指示した。『行政二』
	30	次官会議、「外地及外国在留邦人引揚者応急援護措置要綱」を決定。『行政二』
	－	敗戦当時、国民勤労訓練所 4 カ所、機械工補導所・女子職業補導所等 132 ヶ所、機械工養成所 40 ヶ所、幹部機械工養成所 9 ヶ所、地方勤労訓練所 47 ヶ所、計 232 ヶ所の戦災を免れた施設を改修して職業補導を再発足させる。『必携』
9	2	降伏文書に調印。『年表』
	7	厚生省勤労局長、各庁府県長官・地方総監宛「連合軍進駐ニ伴ウ労務確保ノ準備措置ニ関スル件」（発勤 199 号）通牒。準備すべき労務者の供出範囲、供出方法を定める。[5 － 1 － 3]
	9	マッカーサー、日本管理方式につき声明発表（間接統治・自由主義助長など）。『年表』
	15	厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「連合軍ニ対スル労務供出ニ関スル給与ノ支払等ニ関スル件」（勤発 950 号）通牒。『行政二』
	15	文部省、「新日本建設ノ教育方針」を公表。『年表』
	20	「昭和 21 年労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件」（厚生、運輸、内務省令第 1 号）公布
	22	ＧＨＱ、指令第３号＜対日方針＞に基づく＜基本的指令＞を公布。『年表』
	22	厚生省分課規程中改正（去月 23 日施行）。戦時下名称の変更。[3 － 1]
	22	勤労制限廃止、民間部門雇い入れ自由となる。『年鑑』
	28	厚生・内務次官、各地方長官・警視総監・地方鉱山局長宛「終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件」（発勤 208 号・発警 104 号）通牒。[5 － 1 － 4]
	30	大日本産業報国会及び大日本労務報国会の解散ヲ行政指導
10	1	戦時教育令の廃止（勤令第 564 号）。

	11	理事長、各総合職業補導所長宛「総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について」（労働福祉収第 2,593 号）通達。[5 － 2 － 120]
11	1	富山、滋賀各総合職業訓練所開設。『促進』
12	1	青森総合職業訓練所開設。『促進』
	23	東京タワー完工式（高さ 333 m）。『年表』
	27	労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令中改正（政令第 358 号）。失業保険福祉施設簡易宿泊所を横浜、京都、広島、大牟田に、労働福祉館を大阪、徳山、福岡、田川、鹿児島に創設。

月	日	1959(昭和34)年以降
2	7	1959(昭和 34)年：神奈川県公共職業補導所等に関する規則の一部改正（神奈川県規則第 9 号）。神奈川県総合職業補導所を削除。
3	2	：「職業訓練法施行規則中改正」（労働省令第 8 号）公布。4 月 1 日より施行。
3	24	1960(昭和 35)年：中央職業訓練審議会、「技能労働者等の再訓練に関する答申」。『広報』
4	1	1961(昭和 36)年：中央職業訓練所開所。「職業訓練法」第 7 条に規定されていたが設立が遅れていた。『促進』
4	1	：「北九州総合職業訓練所所則」制定。[5 － 2 － 121]
6	2	：「雇用促進事業団設置法」（法律第 116 号）制定。労働福祉事業団の職業訓練、雇用問題を継承する。
10	31	：「学校教育法」の一部改正（法律第 168 号）。技能連携制度のための条文等が追加された。[4 － 1 － 15]
6	27	1962(昭和 37)年：ＩＬＯ第 46 回期総会、「職業訓練に関する勧告」（第 117 号）採択。種々の職業訓練に関する勧告を統合。原則として「経済活動のあらゆる分野における雇用（最初のものであると否とを問わない。）又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練（この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。）について適用する。」とした。[6 － 7]
12	11	：ユネスコ第 12 回総会、「技術・職業教育に関する勧告」採択。「国際労働機関の総会が、その第 46 回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、」「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」とする。[6 － 8]
2	1	1965(昭和 40)年：中央職業訓練所、職業訓練大学校と改称。『促進』
12	16	1966(昭和 41)年：国連総会、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を採択。「世界人権宣言」の文化面の詳細な権利規程。「労働の権利」に「職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。」と規定。

理美容師教育研究のこれまでの成果報告

2023 年 9 月 27 日に学位(名古屋大学)を取得しました。テーマは「戦前期日本における理髪制度の成立過程に関する研究」です。長い道のりでしたが、研究成果が認められ、非常に光栄に感じております。2007 年に関東地区部会(エルゴナジー研究会)の出席を許可され発表もし、ここが私の研究活動の原点です。以下履歴、研究開始の動機、博論の要旨、調査での問題について述べます。

なお博論の主査は、名古屋大学大学院丸山和昭准教授(高等教育)、副査は同辻浩教授(社会教育)、同江頭智宏教授(ドイツ教育史)以上の各先生方に御世話になりました。有り難うございました。

1. 履歴

学 歴

1974 年 東洋大学文学部教育学科卒業(無報酬の動機づけ的効果に関する一考察で校友会賞)
1980 年 コーセー高等美容学校夜間課程卒業(1982 年美容師免許取得)
2010 年 放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻修士課程修了(2008 年入学)
2023 年 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程満期退学(2014 年入学)

職 歴

1975～1977 年 東洋大学教育学研究室非常勤事務
1977～1987 年 コーセー高等美容学校教諭(社会、受験講習担当、現コーセー美容専門学校)
小林コーセー(現コーセー化粧品)研究所 研究第一室(統計調査)
1988～2001 年 有限会社ビーゴ 「西洋の家庭料理 くらた」店主(1995 年調理師免許取得)
⇓ 母うつ病で要介護となり店を閉じ、介護と友人の店の手伝い生活に入る
2008～2019 年 老人介護福祉施設 アリア二子玉川調理室

2. 研究開始の動機

2006 年旧コーセー高等美容学校同窓会(現在は学校法人と成りコーセー美容専門学校)の副会長となり、同窓会費流用問題(同窓会名簿の作成)の処理に当る。同窓会に無断でしかも別法人の立場である学校の姿勢を追及した。しかし同窓会名簿発行の経費として出費した訳で、追求される様な行為には該当せずとの回答があった。結局話し合いは平行線で、東京都にこの件を訴えることも考えたが、その怒りを研究に振り向けた方が建設的だという友人の一言で、研究を開始した。さらに美容師試験について養成業界の幹部たちを批判したことが原因で、退職を余儀無くされたことを思い出した。それで美容学校教員時代に、疑問に感じたことを、論文として表現することにした。

「なぜ美容は、デザインという位置づけにならず、衛生領域の範疇に存在するのか」、「美容における基礎的技術とは何か」、「美容の基礎教育は、まずデザインをするところから始めなければ意味がないの

では」、「髪型を創作するための基礎教育と称して、なぜ個別の美容技術だけを、それも手技だけを教えているのか、本来は造形教育に準じた教育でなければならないのではないのか」、「手法は教えられても、何を創るかを教えることは、出来ないと美術教育では言われ、美容教育も同様だと思うが、それでは表現されたものの見方や、鑑賞の仕方を、どうして教えないのか」、「基礎的技術は、同じ動作の繰返しによって体幹にある一定の所作を身につけさせるように感じたが、なぜこの訓練が必要なのかという説明が無いだけでなく、教員自身も分かっていないのは、なぜなのか」、「体力を考えると学び始める時期は、後期中等教育の年齢が相応しいのではないか」、「なぜ衛生管理に関する教科にウエイトが置かれているのか」、「専門科目の中で生理解剖や皮膚科学などは、特に美顔術いわゆるエステで必要な知識だと思うが、エステは美容師免許がなくても業務できるのはなぜなのか」、「技術の基礎だと称して教授していることが、営業技術とかけ離れた技術であるのはなぜか」、「なぜ業務独占資格でなければならないのか」、「資格試験に実技は本当に必要なのか」、「そもそも資格試験は、必要なのか」、「各種学校・専門学校が養成を独占しているのは、なぜなのか」、「1990 年代までは、学校法人認可外の美容師養成校が存在したのはなぜか」、「養成校は誰のために存在しているのか」、一方生徒については「算数の乗除ができない学業不振の生徒が、少なからず存在したのはなぜなのか」、「現役の看護師や銀座のホステスなど、セカンドキャリアを求めてだと考えられる人たちがいたのは、なぜか」、さらに大学での美容師養成について「なぜ高等教育で教員を養成しようとしないのか」、というように、疑問の数々を持っていた。

以上のような問題意識が研究する事に結びついてはおらず、理美容の養成業界は、教員が美容技術以外の教育研究をすることは、タブー視していたと考えられる。これこそが徒弟制度の中に現在の理美容師養成も存在していると言えるのではないのでしょうか。そこを去り束縛から解放されたことで、研究を可能とする立場となりました。しかし実際の研究テーマを絞り出すことは簡単ではありませんでした。現在の学校を研究対象とすることは困難で、結局戦前期の制度を中心に歴史研究をすることにしたのが、修士 2 年の 8 月で、以降これまで同じテーマで研究を継続してきた。

3. 博論の概要

理髪制度に関する研究論文(旧産業教育学研究誌に 2 編あったが、問題のある論文であった)はこれまでほとんど存在せず、研究分野で言えば公衆衛生学に該当する内容であって、教育学研究からやや逸脱しているとも言えます。しかし現在の二つの法律による理容師と美容師の養成制度は、戦前の道府県別理髪規則に基づく制度（理容と美容を同一規則内で規制）に原点があると考えます。また本稿は、これまで未開拓であった美容系の各種学校・専修学校研究に先鞭をつけたことに成り、今後の研究の発展が期待されると考えます。

幕末以降様々な感染症の流行に見舞われた日本は、その対策の一つとして理髪所(女髪結も含む)における衛生管理を義務づけた理髪規則(京都が最初)を、各道府県が制定しました。さらに大正期以降美髪学校(美容学校)と理髪学校(理容学校)が設立され、加えて規則違反対策を目的に規則強化という意味で試験制度(大阪府の試験導入の経緯を明らかにした)も導入されたことで、理髪規則上でも、すべての府県でとは言えませんが、養成制度の萌芽が認められます。つまり道府県認可の理髪・美髪(美容)学校を卒業すると、無試験で資格が付与(一部の試験を免除する場合と、無試験認定を採用しな

かった府県もある)されるという制度が該当します。ここが戦後の法律による養成制度へと受けつがれてゆくことになります。なお戦前の資格は営業資格、戦後は法律により業務独占資格となっています。

先行研究では、理髪制度が公衆衛生分野に深く関わるということに触れていながら、そのことを証明した論述はこれまで、存在しませんでした。本稿はこれを証明した最初の論文と言えます。

補論として、戦前期東京府で設立された美髪学校(美容学校)の設立目的について考察しました。全国で美髪学校の調査をしましたが、満足な文書館史料が得られたのは、東京府認可の学校だけでした。大正期に設立された美髪学校は、業界(女髪結)の地位向上、昭和期に入ると女性の職業的地位の確立といった設立目的が読み取れました。

理美容業界全体としては、江戸期に賤業と見做されたことからの脱却からはじまり、昭和期に入ると現代にも通じる、産業としての美容及び理容の業界の発展(揺籃期ではあるが)が認められます。毛髪のカットやパーマやセットをする理美容業、化粧品開発製造、美顔術(エステ業界)の発展、美容の専門分野化(メイク、ネール)などなどが、これに該当します。さらに戦前期女髪結・美容師として活躍した女性のライフヒストリーも加えました。初等教育も受けず女髪結と成り、学校設立を果たした女性から始まり、専門学校(女子美)を卒業後に独学で髪結となり、美容系実業学校設立を成し遂げた人まで紹介しました。

4. 調査での苦労

当初は現在の学校について研究対象(教育内容)とするために、資料集め(学校案内など)に躍起となりました。しかし学校の協力無しにこの研究は出来ないと判断して、戦前期の制度研究をするために文書館史料を収集する事にしました。修士論文は東京都と大阪府だけの調査で済みましたが、博士課程では全国の公文書館に行かねば成らなくなりました。調査費をある財団に応募し得ようとしましたが、叶わず自費でまかないました。さらに仕事もしていたために調査を如何に要領よく最小の経費でということが最大の課題となり、目的の調査が正確に出来たのか不安でした。主に道府県の公報が調査対象でしたが、閲覧の手続き方法など道府県で相違があり、慣れるまで時間を要する作業となりました。

文書館史料には限界があり、新聞記事と雑誌に目を向けることになりました。これは慶應大学の米山光儀先生(社会教育)の講座に加わり、福澤諭吉の著作を読む中で気が付きました。新聞雑誌は主に国会図書館での収集作業となりました。2018 年に慶應の米山先生の大学院のゼミで、雑誌記事に見る美容関連情報の推移と題する発表は、それまでの文書館調査結果を一変させる内容となりました。慶應の院生には、調査の手法を学んでほしいとの意図があったようです。さらに 2021 年以降コロナ問題もあり公衆衛生関連情報量が、飛躍的に進展して私の研究を支えてくれました。コロナの発生がなくば、どうなっていたでしょう。多くの犠牲者を生み、閉塞感漂う社会となりましたが、その反面私の研究は成果をみたという皮肉な話になりました。犠牲者の方々のご冥福を祈るばかりであります。

5. 謝辞と今後の活動予定

能開大名誉教授田中萬年先生、能開大新井吾朗先生、日体大上田幸夫先生、福岡大学植上一希先生、駒澤大学番場博之先生、慶應大学名誉教授米山光儀先生、元 JR 東海長谷川晴通氏、以上の方々に衷心から感謝申上げます。今後は理美容師養成研究会を創設し、研究を継続する予定です。